

6月1日（月）、川崎市役所本庁舎に特設人権相談所を開設します

6月1日の「人権擁護委員の日」に合わせ、次のとおり、人権擁護委員による特設人権相談所（無料）を開設します。

- 1 日時** 令和8年6月1日（月）10時から16時まで
- 2 場所** 川崎市役所本庁舎2階 復元棟201会議室（川崎市川崎区宮本町1番地）
- 3 内容** 不当な差別、子どもや高齢者への虐待、セクハラ問題などについて相談に応じます。
- 4 事前予約** 不要
- 5 相談費用** 無料
- 6 主催** 川崎人権擁護委員協議会・横浜地方法務局川崎支局



<人権擁護委員について>

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々です。

人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、現在、川崎市には、市長から推薦され、法務大臣が委嘱した人権擁護委員が42名います。

【問合せ先】

川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 柏崎
電話（044）200-2315 内線27201